

今月の税

町県民税(普通徴収) 第4期
国民健康保険税(普通徴収) 第8期
後期高齢者医療保険料(普通徴収) 第7期
介護保険料(普通徴収) 第8期

納付書での納付は 2月1日(月)まで
口座振替日は 1月25日(月)です
忘れないよう、早めに準備しましょう。

年金

20歳になつたら国民年金

新成人のみなさん、おめでとうございます。

20歳になると、義務として国民年金に加入しないといけないことはご存知ですか?

国民年金は、老後はもちろん、けがや病気などで収入がとどえても、誰もが安定した生活を送れるように社会全体で支えあう制度です。自身や家族の経済的な支えとなる年金を受け取るために、普段からきちんと保険料を納付していくことが大切です。

○生活を支える3つの基礎年金

- ・老齢基礎年金…老後の暮らしの保障
- ・障害基礎年金…けがや病気により障害が残ってしまったときの保障
- ・遺族基礎年金…子を残して一家の働き手が亡くなってしまったときの保障

○国民年金の種類

- ・第1号被保険者
学生、フリーター、自営業者、農業従事者などとその配偶者

- ・第2号被保険者
会社員、公務員などの厚生年金保険、共済組合の加入者

- ・第3号被保険者
第2号被保険者に扶養されている妻(または夫)

※このうち、第1号被保険者になる方は、給料から天引きされる会社員などとは異なり、自分で保険料月額14,660円(平成21年度)を納めなくてはいけません。加入の手続きをとると、納付書が送付されますので、銀行や、郵便局、コンビニエンスストアなどの窓口で支払うか、口座振替などの方法で納付してください。

もし収入が無く納付が困難なときは、申請により保険料の納付が免除や猶予される制度があります。また、学生の方に

は「学生納付特例」という制度があります。納付が難しいときは、必ず役場または年金事務所等にご相談してください。

経済的に保険料の納付が困難な方へいろいろな免除制度があります

なんらかの経済的な理由で納付が困難な場合は、将来の年金を受ける権利を守るための免除制度や納付を猶予する制度を利用してください。

○免除制度

・申請免除

申請者本人、申請者の配偶者、世帯主の前年度の所得が、それぞれ定められた基準以下のときは、申請により保険料の納付が免除されます。全額免除のほか、4分の1納付、半額納付、4分の3納付といった、保険料が減額される免除もあります。

・法定免除

次のような方の保険料の納付が全額免除されます。

- ①障害(1級・2級)を事由とする年金の受給権者
- ②生活保護による生活扶助を受けていける方

○若年者納付猶予制度

30歳未満の方で、申請者本人、申請者の配偶者の前年度の所得が、それぞれ定められた基準以下のとき、申請により保険料の納付が猶予されます。同居の親(世帯主)に所得があり、申請免除に該当しないようなときに活用でき、30歳未満の方は申請免除と併せて申請できます。

○学生納付特例制度

学生本人の前年度の所得が、定められた基準以下のとき、申請により在学期間中の保険料の納付が猶予されます。学生にあたる方は、申請免除や若年者納付猶予の利用はできません。手続きには、在学証明書または学生証の写しが必要です。

※免除や猶予された保険料は、10年以内であれば追納して年金額を増やすことができます。ただし、免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納するときは、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

申請は、役場の国民年金担当窓口または年金事務所で受付をしています。免除や猶予の申請は、原則毎年必要です。また、失業を理由に申請する場合は、手続きの際に離職票または雇用保険受給資格者証をご用意ください。

もし収入が無く納付が困難なときは、申請により保険料の納付が免除や猶予される制度があります。また、学生の方に

老齢年金を受給されている方へ源泉徴収票が送付されます

厚生年金保険、国民年金等の老齢または退職を支給事由とする年金を受け取っている皆さんに、平成21年中に支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする「平成21年分公的年金等の源泉徴収票」が、1月末までに送付されます。

公的年金等の源泉徴収票は、所得税の確定申告をする際の添付書類として必要となりますので大切に保管してください。

○次のような方は確定申告が必要です

- ・2つ以上の年金の支払者に対して扶養親族等申告書を提出している方
- ・年金以外にも給与等の所得がある方
- ・社会保険料控除、医療費控除、生命保険料控除などを受けようとする方

※源泉徴収票を無くされた場合は、「ねんきんダイヤル」に問い合わせください。なお、問い合わせの際は年金証書の基礎年金番号・年金コードをご用意願います。

※遺族年金、障害年金については、課税の対象となっていませんので源泉徴収票は送付されません。

※年の途中でお亡くなりになった方の源泉徴収票は送付されませんので、必要な場合は問い合わせください。

◇問 ねんきんダイヤル 0570-05-1165
(IP電話・PHSからは03-6700-1165)

石巻社会保険事務所 0225-22-5116
町民税務課戸籍住民係 46-1373
歌津総合支所町民福祉課 36-3923

お知らせ

工業統計調査

現在、平成21年工業統計調査が行なわれています。

調査の対象となる事業所には調査員がお伺いして調査票を配付しておりますので、調査の重要性をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いします。

なお、調査結果は、国や地方公共団体の政策立案のための基礎資料などに用いられ、統計以外の目的に使われることはありません。また、調査票に記入していただいた内容については、統計法により保護されますので、正確なご記入をお願いします。

◇問 企画課企画政策係 46-1371

経済産業省ホームページ
<http://www.meti.go.jp/statistics/>

1月10日は「110番の日」です

110番は、事件・事故などの警察への緊急電話です。事件・事故にあった、または見た場合で緊急を要するときは、落ち込んでいる

- ①何があったのか? (事件か事故か)
- ②いつ、どこで?
- ③犯人は? ケガの程度は?
- ④どうしたのか? 何で逃走したのか?
- ⑤簡単な状況

⑥あなたの住所、氏名、電話番号を話してください。また、緊急でない要望、相談、苦情については警察署または警察総合相談電話「#9110」をご利用ください。

「いち早く いそがず慌てず れい静に」「悩むより かけて安心 #9110」
◇問 南三陸警察署 46-3131

2010年世界農林業センサス

農林業センサスは、農林業の実態を明らかにするため、5年毎に実施し、農林業の国勢調査といわれる大切な調査です。

今回は、平成22年2月1日現在で、農林業を営む全ての方を対象として全国一斉に実施され、1月下旬から調査員が訪問します。調査した内容は、統計資料を作成するためだけに使用するもので、その他の目的に一切使用しません。調査の対象となる方は、正確なご記入をされますようご理解とご協力をお願いします。

◇問 企画課企画政策係 46-1371

国の教育ローンのご案内

国の教育ローンは、高校や大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

◇融資額 学生・生徒1人当たり300万円以内

◇利率 年2.65% (固定利率、平成21年11月10日現在)

◇返済期間 15年以内 (交通遺児家庭または母子家庭の場合は18年以内)

◇使いみち 入学金、授業料、教科書代、アパート等の家賃など

◇返済方法 毎月元利均等返済

◇問 教育ローンコールセンター 0270-008656
(IP電話・PHSからは03-5321-8656)

気仙沼税務署からのお知らせ 還付申告について

平成21年分所得税の確定申告は、2月16日(火)からの受付となります。還付申告については1月から申告することができます。ご自分で記入して郵送するか、パソコンを利用して、インターネットを通じて確定申告ができるe-Tax(イータックス)で申告願います。また、申告指導を希望する方のために、1月26日(火)から気仙沼税務署1階に作成会場を設置する予定です。

年金所得者のためのe-Tax体験会

e-Taxを体験しながら簡単に21年分の確定申告が済ませられますので、どうぞお気軽にご参加ください。

◇日時 1月26日(火)~2月12日(金)
午前9時~午後4時

※土日祝日はお休みです。

◇場所 気仙沼税務署1階

◇持ちもの

- ・平成20年分確定申告書控え(お持ちの方)
- ・平成21年分年金の源泉徴収票
- ・年金以外の収入のある方は、その額がわかる書類(給与の源泉徴収票など)
- ・国保等の支払額を証明する書類
- ・生命保険、地震保険その他所得控除の計算に必要な書類
- ・還付金を振り込むための本人の通帳口座番号

※税務署から電話でATM操作の指示をしたりすることは絶対ありません。還付金を装った詐欺等にご注意ください。

◇問 気仙沼税務署個人課税部門 22-6780

募集

県営住宅入居者募集

宮城県志津川自然の家では、野鳥観察をとおして自然に親しむことを目的に、バードウォッチング入門を開催します。

◇日時 1回目: 2月14日(日)午前9時30分~午後12時30分、2回目: 3月7日(日)午前9時30分~午後12時30分

◇場所 宮城県志津川自然の家周辺および南三陸町野鳥の森

◇対象 県内にお住まいの方ならどなたでも参加できます。

※小学生以下の方は、保護者が同伴してください。

◇参加費 無料

◇参加申込 電話・FAX・Eメールのいずれかで、住所・氏名・年齢・電話番号を連絡してください。なお、当日は寒くない服装で双眼鏡がある方は持参してください。(小雨決行)

◇申込・問 宮城県志津川自然の家 46-9044 FAX 46-9045

Eメール szseinn@pref.miyagi.jp

リアス四季写真塾

リアス四季フォトコンテストの一環として写真塾を開催します。参加料は無料で、どなたでも参加できますので、お気軽に申し込みください。

◇日時 1月23日(土)
午後1時30分~4時
◇場所 気仙沼・本吉広域防災センター
◇講師 フォトコンテスト審査委員長 斎藤秀一氏

◇内容 ・撮影した写真を世に出す方法とテーマ設定

- ・リアス四季フォトコンテストの応募作品の講評解説
- ・持ち込み写真による指導
- ・講義「はじめてのデジタルカメラ」
- ・意見交換会

◇参加申込 1月18日(月)まで、下記の連絡先まで電話、FAX等で申し込みください。なお、参加者には、斎藤先生編集のテキストと、東北レジャーフォトコンテストの応募作品の講評解説、情報発行の写真集等を配付予定ですが、数に限りがありますので、お早めに申し込みください。また、講義の中で、各自のデジタルカメラを使用しますので、お持ちの方はデジタルカメラとその取扱説明書を持参願います。

◇申込・問 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合 22-9111 FAX 22-8008

バードウォッキング入門

宮城県志津川自然の家では、野鳥観察をとおして自然に親しむことを目的に、バードウォッキング入門を開催します。

◇日時 1回目: 2月14日(日)午前9時30分~午後12時30分、2回目: 3月7日(日)午前9時30分~午後12時30分

◇場所 宮城県志津川自然の家周辺および南三陸町野鳥の森

◇対象 県内にお住まいの方ならどなたでも参加できます。

※小学生以下の方は、保護者が同伴してください。

◇参加費 無料

◇参加申込 電話・FAX・Eメールのいずれかで、住所・氏名・年齢・電話番号を連絡してください。なお、当日は寒くない服装で双眼鏡がある方は持参してください。(小雨決行)

◇申込・問 宮城県志津川自然の家 46-9044 FAX 46-9045

Eメール szseinn@pref.miyagi.jp